

移動等円滑化取組計画書

2020年8月28日

住 所 大阪府大阪市西区九条南 1-12-62  
事業者名 大阪シティバス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中村 和浩

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

① 旅客施設

当社が管理する出戸及び住之江バスターミナルは、移動円滑化基準に適合しているが、今後ともバリアフリー水準を維持していく。2020年度に老朽化した視覚障害者用点字ブロックの視認性向上（出戸BT）を実施する。

② 車両

当社に在籍する乗合バス車両 565 両中、大規模商業施設（IKEA 鶴浜）連絡便の 1 両及び適用除外車両（高速路線用など）4 両を除き、すべてノンステップバス（導入率 99.2%）となっている。

2021 年度には、適用除外車両（高速路線用など）を除き、導入率 100%となる予定。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

① 高齢者や障がい者等への声かけ、誘導案内等人的支援ができるよう、2020 年度末までに全運転手の民間資格（サービス介助士）取得を目指す。

② 全運転手に対し『公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン』に基づく接遇研修を実施する。

## II 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
視覚障害者誘導用ブ ロック	・ 出戸バスターミナルについて、老朽化したブロックを更新する。(2020年度)
ノンステップバス	・ 乗合バス車両で現存するワンステップバス 1 両については、2021年度中にノンステップバスに代替する。
リフト付き又はエレ ベーター付きバス	

### ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運転手マニュアルの 配布	・ 障がい者のお客さまの取扱いを記載したマニュアル(運転手マニュアル)を全運転手へ配布し、車いすのお客さまの乗降時の支援について指導している。

### ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提 供の拡充	・ 車両購入に合わせ、車内の行先表示器をフルカラー化し、視認性の向上を図る。

### ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇に関する研修の 実施	・ 2018年5月に『公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン』が出されたことを受け、2018年10月29日～12月末の間、運転手を対象に研修を実施した。 引き続き、全運転手に対し同ガイドラインに基づく接遇研修を実施する。
障がい者等の接遇に	・ 民間資格(サービス介助士)取得に係る経費を会社が負担

関する民間資格の取得促進	し、全運転手の資格取得を目指す（2016 年度～2020 年度。2020 年度以降新規採用者も同様）。
--------------	---

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。